

(平成21年1月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第 1 委員会 の 結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立 の 要旨 等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 25 日から 60 年 4 月 4 日まで  
昭和 59 年 9 月から 60 年 4 月まで、A 事業所に勤務していた。  
給与明細書等の保険料が控除されていたことを確認できる資料はないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会 の 判断 の 理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは確認できるが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同事業所では、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員がいないこと、及び申立人は厚生年金保険の被保険者になっていないことが確認できる。

また、当時の経理・社会保険担当者は、申立期間当時は雇用保険にのみ加入し、厚生年金保険に加入しなかった者がいたとしており、申立人についても、厚生年金保険には加入していなかった記憶があると証言している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで  
昭和 38 年 7 月に A 社 (現在は、B 社。以下同じ。) に採用され、同年 10 月までハイヤー運転手として勤務していた。

また、昭和 38 年 11 月から 39 年 3 月までは、A 社に在籍したまま、系列会社である C 社の整備工場で自動車整備や除雪作業等の仕事をしていた。

ところが、A 社での厚生年金保険被保険者資格が昭和 38 年 11 月 1 日で喪失している。

申立期間についても A 社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

A 社が保管している従業員の厚生年金保険に係る資料により、申立人は、昭和 38 年 7 月 19 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に喪失したことが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書や賃金台帳等の資料は無く、厚生年金保険料の控除の事実を確認できない。

なお、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票でも、申立人は、昭和 38 年 7 月 19 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に喪失したことが確認できる上、申立期間においては同原票に申立人の氏名が記載されておらず、整理番号に欠番もみられない。

さらに、申立人は、申立期間においては C 社の整備工場で働いていたと主張しているが、同社が保管している従業員の厚生年金保険に係る資料では、申立人は昭和 39 年 5 月 6 日に同社で厚生年

金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間については被保険者となっていない。

加えて、C社では、申立期間当時、運転業務に従事する職員の中には、冬期はアルバイトとして整備工場で働いていた者がおり、アルバイト期間については厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで  
昭和 31 年 4 月から 39 年 9 月まで A 事業所で勤務し、同事業所から保険外交員の身分証明書の交付を受けて生命保険募集の仕事をしてきた。給与明細書はもらっていなかったが、同僚と比較しても給与は高い方で、月に 5、6 万円は支給されていた。子育てをしながらの勤務ではあったが、時間的な融通がきくこともあり、継続して働いていた。  
同僚が、当該期間において、厚生年金保険の被保険者となっているので、私が厚生年金保険の被保険者であったことも認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

A 事業所 B 支社から提出された証明書により、申立人が、申立期間のうち昭和 31 年 4 月 3 日から 33 年 7 月 19 日までの期間において、同支社で勤務していたものと認められる。

しかし、A 事業所 B 支社の証言により、同支社が、昭和 35 年 4 月以前の期間において、保険外交員等営業職員については、原則、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人が、申立期間において一緒に勤務していたとする元同僚についても、社会保険庁の記録上、昭和 35 年 5 月 1 日に A 事業所 B 支社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同支社の説明に不自然な点はみられず、申立人についても、同年 4 月以前の期間については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったものと推認される。

さらに、A 事業所 B 支社から聴取しても、申立人が、申立期間のうち昭和 33 年 7 月 20 日から 39 年 9 月 30 日までの期間におい

て、同支社に継続して勤務していたものと認められない上、申立人は、33年10月8日に、C事業所で厚生年金保険記号番号の払出しを受け被保険者資格を取得し、34年2月2日に喪失していることが確認できるなど、申立内容を裏付ける周辺事情は見当たらない。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和39年4月ごろに払い出されていること、及びその被保険者資格を同年4月1日付で取得していることが確認できる上、D市から提出された国民年金被保険者名簿により、同年4月から40年2月までの国民年金保険料を各期の納期限までに納付していることが確認できる。

このほか、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 1 委員会 の 結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立 の 要旨 等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 12 月 25 日まで  
昭和 45 年 3 月 1 日から同年 12 月 24 日までの期間において、A 市 B 町にあった C 社の社員寮で、知人と共に賄婦として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

なお、申立期間当時、会社から健康保険証を交付されたこと、及び退職後に公共職業安定所から失業給付を受給したことは記憶している。

第 3 委員会 の 判断 の 理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人が、申立期間において、A 市 B 町の C 社の社員寮で、賄婦として勤務していたものと認められる。

しかし、申立人は、申立期間当時、C 社から厚生年金保険被保険者証を交付されたこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶していない上、同社へ就職した後も、同社へ厚生年金保険被保険者証を提出した記憶も無いとしている。

また、申立人の知人についても、申立人と同様、申立期間において、C 社の社員寮で勤務していたものと認められるが、社会保険庁の記録により、当該期間においては、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していないものと確認できるなど、申立内容を裏付ける周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総

合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月10日から同年10月23日まで  
② 昭和25年8月20日から27年4月10日まで  
③ 昭和27年10月23日から31年12月9日まで

昭和25年8月にA社B工場に入社し、31年12月まで勤めていた。

しかし、昭和27年4月10日に退職し、27年10月23日に再入社したことになっているほか、厚生年金保険に加入している期間について、脱退手当金を受給したことになっている。

継続して働いていたことに間違いなく、また脱退手当金を請求した覚えもないので、昭和27年4月10日から27年10月23日までの間についても厚生年金保険の被保険者であったこと、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された入退社名簿により、申立人が同社B工場に勤務していたことは確認できるが、同名簿により、申立人は昭和27年4月10日に退社し、同年10月23日に復職していることが確認できるほか、申立人の同僚から聴取しても、申立期間①において、申立人が同工場で勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、当時工場勤務に変化はなかったとしているが、A社から提出された資料により、当時同社において操業短縮が行われたことが確認でき、B工場においても、入退社名簿及び社会保険庁の健康保険厚生年金被保険者名簿により、申立期間①において、申立人と同様、退職後4か月から6か月で復職している従

業員が確認でき、これは複数の同僚の証言とも一致していることから、申立人の当時の記憶は明確でないと考えられる。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて具体的な記憶を有しておらず、保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②及び③について、脱退手当金は支給額及び支給期間に計算上の誤りが無く、脱退手当金の支給日が、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月半後となっているほか、申立人及び元同僚（1人）の厚生年金保険被保険者台帳に係る処理内容が同じであるなど、社会保険庁の一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が資格喪失した昭和31年を含む前後1年において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した申立人を含む女性従業員41人を抽出して脱退手当金支給の有無をみたところ、記録を確認できた26人のうち、24人に脱退手当金支給の記録が確認できるほか、このうち申立人を含む15人が資格喪失から2か月程度の間には支給されている状況がみられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 6 日から同年 4 月 30 日まで  
② 昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 5 月 31 日まで

申立期間①について、A 社 B 支店の社員、又は C 社の社員として D 市の展示場に勤務していたのに、この間の記録が無い。

また、申立期間②について、E 社に勤務していたのに、厚生年金加入期間は昭和 48 年 6 月 1 日からとなっている。

いずれも、申立期間について勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の上司及び同僚の証言により、申立人が申立期間において展示場で勤務していたことが認められる。

しかし、当時の上司及び同僚は、いずれも、i) 展示場の業務は当時の上司が個人的に請け負ったものであること、ii) 給料は当時の上司がポケットマネーから支払っていたこと、及び iii) 厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかったことを証言しており、当時の上司及び同僚も申立期間において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、申立人は、当時の上司が所属していた会社の名称を記憶しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書や源泉徴収票等も無い。

なお、A 社 B 支店及び C 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①において、申立人の氏名が記載されていないこと、及び整理番号の欠番が無いことが確認できる。

申立期間②について、複数の同僚から聴取しても、同僚であった申立人の妻を除き、申立期間②において、申立人が E 社に勤務

していたとの証言は得られず、申立人から勤務していたことの証拠として提出された不動産売買契約書等では、申立人がE社に継続して勤務していたことを確認することはできない。

また、当時の事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、健康保険被扶養者認定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、i)申立人が、申立期間直後の昭和48年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、ii)扶養者認定通知書には申立人の署名、捺印があり、資格取得の日付が6月1日と記載されていること、iii)報酬月額について、48年5月欄に記載がなく、6月から記載されていること、及びiv)これらの記録が社会保険庁の記録と一致していることが確認できるほか、これについて当時厚生年金保険の事務を担当した者も、入社直後に書類を作成したと証言していることから、申立期間②において、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて明確な記憶が無く、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等も無い。

なお、E社に係る健康保険厚生年金被保険者原票により、申立人は昭和48年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、申立期間において申立人の氏名が記載されておらず、整理番号に欠番もないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。